

◆「いざ」というときのために —破産制度—

経営がゆきづまって倒産^{とうさん}する会社の話を聞いたことがあるでしょう。ビジネスは利益が上がって順調にいつているときはいいのですが、経済状況の変化などさまざまな事情で経営がうまくいかず、多額の借金をかかえて倒産するケースが少なくありません。

会社経営と同様に、個人もリストラや離婚^{りこん}などいろいろな事情で収入が減って、予定通りローンの返済ができなくなることもあります。

古くは「借りたものは契約どおり返すのが当たり前」として、家族もまき込んで、一生かかっても返していくということがありました。今でも、借金を苦にして自殺したり、心中したりすることがあります。

ですから、そうしたことを避ける意味でも、クレジットやローンが一般化した今日の社会では、自己破産^{はさん}制度がつくられているのです。

◆自己破産は新たな出発！

破産はアメリカでは「フレッシュスタート」（新たな出発）とも呼ばれます。つまり、借金などの返済が困難になり、将来の収入を見込んでも返済計画の見通しが立たないとき、裁判所の判断で返済不能と認められると、その時点での借金の返済が免除^{めんじょ}され、生活の立て直しが可能となるからです。

破産は、お金を貸している債権者^{さいけんしや}（貸し手）からも、お金を借りている債務者（借り手）からも申し立てることができます。お金を借りている債務者が申し立てる破産のことを「自己破産」といいます。

◆自己破産は無条件に認められるのか？

しかし、破産すれば返済が必要なくなるとすれば、借金してはギャンブルに明けくれて返済不能となった人まで、誰もが希望すれば破産できるのは問題です。そこで、自己破産しても借金を免除^{めんせき}するかどうかの手続き（「免責の手続き」といいます）において、ギャンブルや浪費などで多額の借金をした場合などでは、免責が許可されないことがあります。

裁判所は免責の申し立てのあった人について慎重に判断しているわけです。

頭の体操3の正解

2,190%です。

$365日 \div 10日 \times 0.6 = 21.9 = 2,190\%$ つまり、「トロク」（10日で6割）でお金を借りると、1年でもとのお金の約22倍の利息を支払うことになります。

10 自己破産のはなし

◆自己破産にもなう不利益（デメリット）とは…

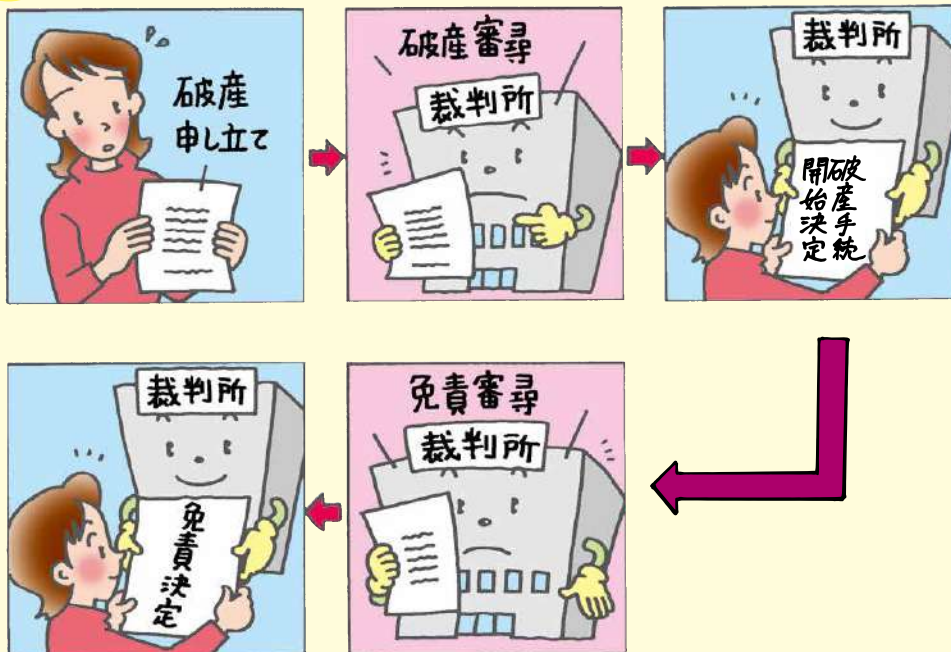
自己破産をするプラス面は、膨大な借金の返済から免れることにありますが、マイナス面もあるので知っておきましょう。

自己破産した事実は「戸籍にのるのでは？」などという質問が時々ありますが、決してそんなことはありません。選挙権や被選挙権などの公民権を失うこともありません。ただし、裁判所で破産手続開始決定がなされ、破産者となると、一定期間の職業上の資格制限があります。弁護士・税理士・司法書士などにはなれません。しかし、免責許可決定が確定すると同時に復権しますので、資格制限はなくなります。

また、破産者の住所・氏名は官報⁷に掲載されるとともに、信用情報機関のデータベースに5～10年間記録されます。したがって、新たにクレジットカードを作ったり、住宅ローンを組んだりすることは、5～10年間はできません。

しかし、本当に大切なことは、多重債務に陥る前に、ふだんからぜいたくをしていないかなど、生活・家計を見直すことです。そうしないと、再び借りに頼り、ヤミ金融にも手を出してしまうことになりかねません。

破産の手続きをみておこう



注：破産法改正（平成17年1月施行）により、破産手続開始の申立てがあれば、原則として免責許可の申立てもあつたものとみなして、破産手続きと免責手続きとを一体化するようになった。なお、法改正により、「破産宣告」という言葉は「破産手続開始決定」に変更となった。

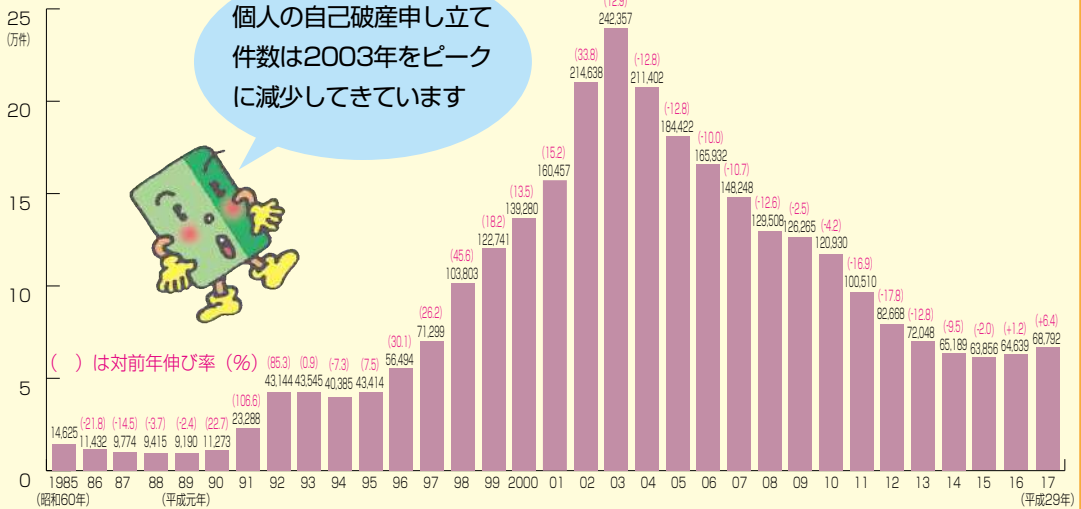
⁷官報：法律制定の告示などを掲載する政府発行の新聞。

自己破産を統計でみると

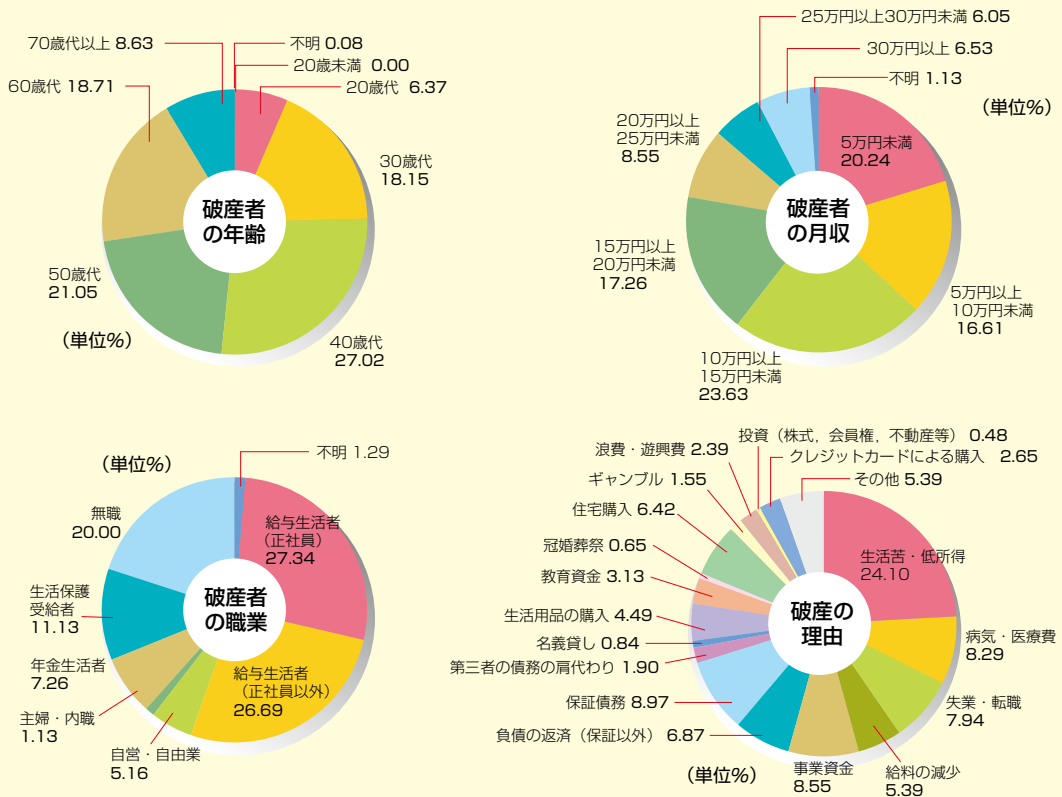


個人の自己破産申立件数の推移

(資料：最高裁判所「司法統計」)



破産申立事件確定記録調査 (資料：2014年，日本弁護士連合会消費者問題対策委員会)



(注：破産者の年齢は破産申し立て時)